

第 3 6 回千種区民まつり運営業務委託仕様書

1 業務名

第 3 6 回千種区民まつり運営業務委託

2 目的

千種区民が相互のふれあいと地域の活性を目的として実施される区民まつりにおいて必要な、まつりの会場設営・撤去及び運営等を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 1 0 月 6 日（月）まで

4 履行場所

平和公園メタセコイア広場（名古屋市千種区）

【別紙 1】「会場配置図」

5 留意事項

- (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は本実行委員会事務局職員（以下「職員」という。）と密接な調整を図り、本仕様書に定めのないことであっても、本業務の趣旨に沿う適切な方法により、職員と協議のうえ主体的に業務を遂行するものとする。
- (2) 業務の実施にあたって、本実行員会のほか名古屋市職員、必要に応じて他の委託事業者とも調整・連携を行うこと。

6 業務内容

本業務は以下に掲げるとおりとする。

(1) 区民まつりの概要

区 分	内 容
名 称	第 3 6 回千種区民まつり
開催日時	令和 7 年 1 0 月 5 日（日） 午前 9 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分 ※小雨決行（但し、警報発令時等は中止）
会 場	平和公園メタセコイア広場

(2) 会場設営及び撤去等

ア 日時

原則として、【別紙２】「第３６回千種区民まつり 設営・運営・撤去タイムスケジュール」のとおり。ただし、職員と調整の上、修正することができる。

イ 設営及び撤去内容

- ・【別紙３】「手配備品等一覧」に基づき、会場全体において必要な資機材等の調達、運搬、設置、撤去を行うこと。
- ・【別紙３】で指定するテント数については、既定より大きいテントを側幕で仕切ることによって必要ブース数を確保する仕様としてもよい（ブースの配置は【別紙１】を参照）。
- ・機材については、汚れ、破損などが無く当日直ちに使用できるものとする。また、イベント時間中は連続で使用できるようにし、燃料なども十分に準備し適宜補充すること。また、異常や故障などが発生した場合には、速やかに対処すること。
- ・テント等は不意の突風にも耐えることができるものとし、適切なウェイト等で必要な転倒防止措置をとること。配線等はプロテクターで保護するなど来場者等に危険のないよう配慮すること。
- ・テントの配置については【別紙１】のとおりとし、詳細な位置については現地にて調整を行うこと。
- ・テントと側幕の基本設置については以下の表のとおりとする。

テント区分	テント数	側幕	内容
① 東側案内所	1	2間	1.5k×2k、2k背面側幕
② ステージ横PA	1	5間	1.5k×2k、三方側幕
③～⑥ ステージ控室	4	44間	2k×3k、四方側幕、2k中仕切り有×2
⑦ 警備・ボラ用	1	12間	2k×3k、四方側幕、2k中仕切り有
⑧～⑬ 休憩用	6	なし	2k×3k
⑭ 授乳・おむつ替用	1	12間	2k×3k、四方側幕 前方左右出入りできるように1k側幕×2
⑮ 救護 ・SF休憩用	1	9間	2k×3k、三方側幕、2k中仕切り有

テント区分	テント数	側幕	内容
⑩ ⑪ 本部用	2	10間	2k×3k、連結後三方側幕
⑫～⑮ 学区用	14	45間	2k×3k、3k片側側幕×13、3k両側側幕×1
⑯～⑳ 車両展示用 (お絵描きバス除く)	6	18間	2k×3k、3k背面側幕
㉑ スポーツ用	1	2間	2k×3k、2k中仕切りのみ
㉒～㉕ 飲食販売用	16	64間	2k×3k、3k背面側幕×8、2k側幕×20
㉖～㉙ 展示ブース用 (中央)	16	24間	2k×3k、3k背面側幕×8
㉚～㉜ 展示ブース用 (北側・南側)	13	39間	2k×3k、3k背面側幕×13
㉝ リサイクルブース用	1	5間	2k×3k、3k背面側幕×1、2k側幕×1
㉞～㉟ 環境デー用	2	8間	2k×3k、3k背面側幕、連結部側幕2k
㊱～㊲ お絵描きバス用	2	14間	1.5k×2k (四方側幕) 2k×3k (三方側幕)
臨時対応用	3	7間	2k×3k、2k側幕×2、3k側幕×1
計	92	320間	

- ・ 飲食販売用テントについては、隣接するブースの間に側幕を付けること。
- ・ 休憩用テントは、側幕なしとする。
- ・ 出演者控えテント、授乳用・おむつ交換テントは、四方側幕付とし、出入口を来場者の目に付きにくい位置に設けること。
- ・ その他調整がある場合や、備品等の配置については別途指示するものとする。
- ・ 設営・撤去作業が余裕を持って完了するよう計画を立てるとともに、十分な作業員等を配置すること。なお、計画については事前に職員と綿密に打ち合わせるほか、求めに応じ計画の提出をすること。
- ・ 終了後の撤去作業は、当日および翌日に行うこととし、原状復帰させること。

ウ 公園設備への配慮事項

- ・ 会場内の車両の乗り入れについては、舗装面のみを通行するこ

とし、芝生などの非舗装面には乗り入れないこと。やむを得ず非舗装面に乗り入れる際は必ず養生を行うこと。

- ・会場内の施設物件、樹木等に損害を与えないようにすること。万一損害を与えた場合は実費弁償、又は現物を補償すること。
- ・設営時の地面への杭打ちは撤収時に原状復帰を行うことを条件に認めることとする。

エ 周辺環境への配慮事項

- ・設営・撤去作業にあたっては近隣住民等の生活に支障がないようにし、また参加者等の安全に配慮すること。
- ・周辺道路は生活道路であるため、作業車両を滞留させないようにすること。

(3) 音響関係業務

- ・運営にあたっては「(2) 会場設営及び撤去等」の内容に準じること。
- ・開閉会式及びステージイベントについて、音響機器・各種資材等を準備・設置するとともに、受託者において、当日必要な音響スタッフを配置し円滑な運営を行うこと。
- ・事前にステージイベント等に係る業務についても職員との打合せを行い、当日の運営に支障の無い様、準備すること。また、機器トラブルが発生した場合、職員へ報告するとともに速やかに対応すること。

(4) その他

- ・【別紙3】に記載の備品を準備すること。ただし、同等以上の機能を備えている場合や委託者の許可を得た場合は類似の備品に代えることができる。
- ・中止の基準は【別紙4】「雨天時等における開催中止の判断基準および対応について」のとおりとする。

7 提出書類

受託者は、契約後に着手届を遅滞なく提出するとともに、業務完了後は業務完了届を遅滞なく提出しなければならない。（様式任意）

8 危険担保

業務完了前に生じた損害又は第三者の被害は、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者が一切を負担又は賠償すること。

9 再委託の制限等

受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

10 契約の解除等について

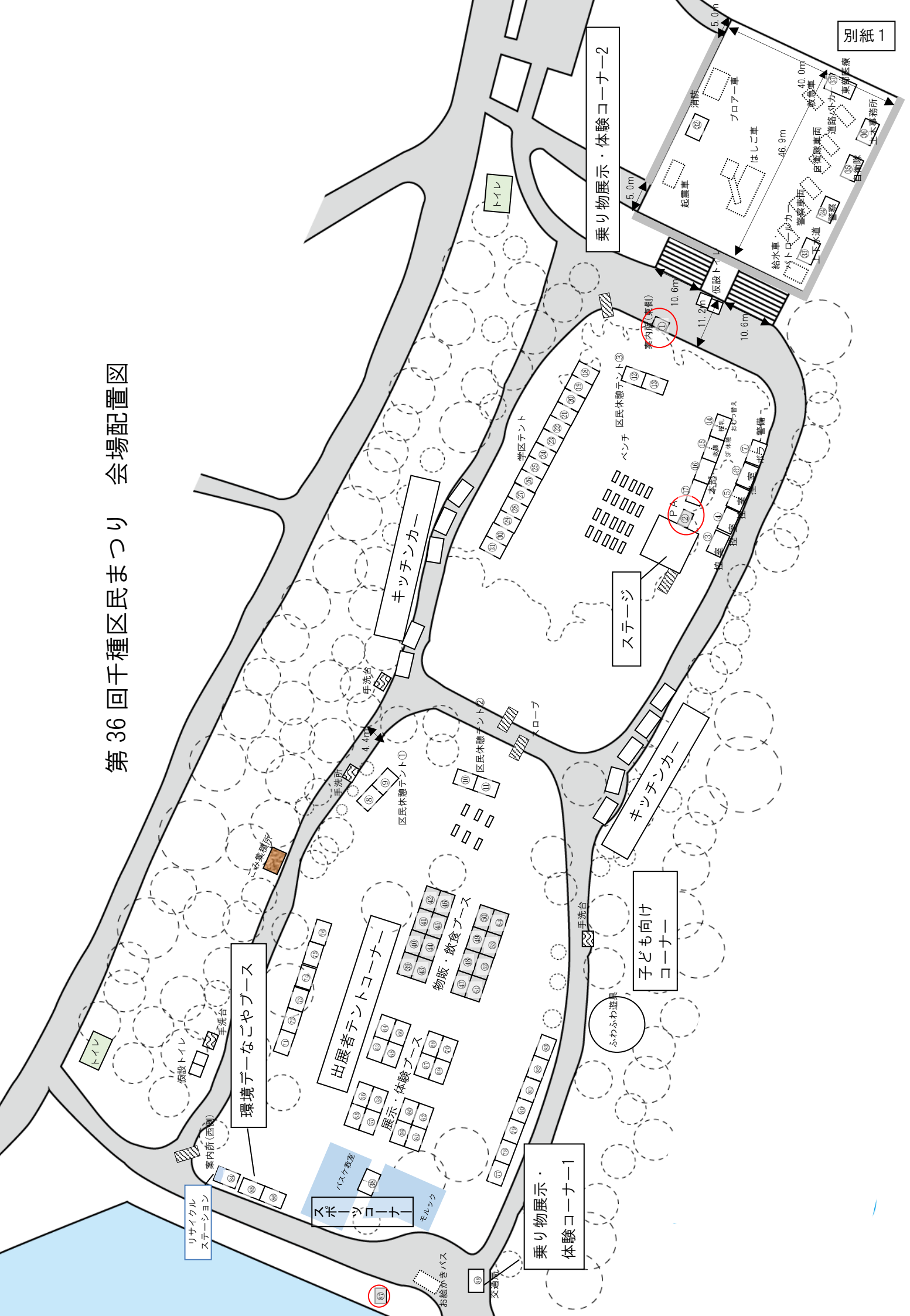
- (1) 委託者は、受託者の責に帰すべき事由によって、円滑な実施が不可能になったとき又は不可能になる可能性が極めて高くなったときは、受託者からいかなる請求も受けることなく本契約を解除することができる。
- (2) 委託者は、臨時の選挙が令和7年10月5日（日）となったときは、契約を解除することができる。その場合、受託者は、すでに実施済みのものや準備・作成中（中途解約料含む。）のものにかかる費用を除き、本契約にかかる一切の代金（損害賠償金を含む。）を請求できないものとする。
- (3) 不可抗力な事由により、区民まつりが中止となった場合の支払代金については、中止により支出を要しないこととなった金額の相当額を契約金額から減額した額とする。ただし、減額後の支払代金は、下表の金額を超えない額とする。この場合において、不可抗力な事由とは、気象警報などの荒天時、天災時または感染症の流行などの場合をいう。

受託者への 中止決定伝達時期	支払上限額	(減額割合)
ア 前日の午後または当日	契約金額の100%以内	0%以上
イ 前日の午前	契約金額の90%以内	10%以上
ウ 2日前の午後	契約金額の75%以内	25%以上
エ 2日前の午前まで	契約金額の70%以内	30%以上

11 その他

- (1) 当日（前日の設営時も含む）は担当責任者を会場に常駐させ、常に連絡が取れる体制をとること。
- (2) 当日（前日夜間も含む）の会場内及び周辺の警備、交通整理については、別途契約予定のため本業務委託には含まないものとする。
- (3) 仮設トイレのし尿処理については、別途依頼予定のため本業務委託には含まないものとする。

- (4) 本件業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (5) 仕様に定めのないことは、委託者と協議の上、決定すること。
- (6) 本件業務を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。
- (7) 本件業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、委託者と十分協議して決定すること。
- (8) 業務の履行にあたっては、法令及び名古屋市の条例等を遵守すること。また【別紙５～９】「情報取扱注意項目」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」、「グリーン配送に関する特記仕様書」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。



第36回千種区民まつり 設営・運営・撤去タイムスケジュール

・10月4日(土)

- 8:30 会場設営開始(テント・ステージなど)
- 17:00 最終チェック
- 18:00 終了予定～警備引き継ぎ

・10月5日(日)

- 6:30 スタッフ入り、音響チェック
(7:45～ 模擬店・出展者搬入～準備)
- 9:30～ 千種区民まつり**
- 15:00 イベント終了
撤去～搬出～清掃
- 18:30 終了予定

・10月6日(月)

- 8:30 撤去開始
(時間未定 仮設トイレし尿くみ取り)
- くみ取り後 撤去完了
清掃終了・公園事務局チェック

手配備品等一覧

別紙 3

(機材、機器)

番号	項 目	数量	単位	摘 要
1	ステージ	1	基	W9000×D5400×H900程度、ステップ2カ所・車椅子スロープ付、屋根なし
2	ステージバックパネル	1	枚	W9000×H2700程度 ※パネルデザインは委託者より別途データで提供
3	ステージ下装飾幕(W9000×H900)	1	張	簡易なもの
4	イントレ	2	基	ステージ音響スピーカー設置用
5	テント(2K×3K)	88	張	※ウェイトによる固定 ※地面が芝生の場所は杭打ち固定可能
6	テント(1.5K×2K)	3	張	※ウェイトによる固定 ※地面が芝生の場所は杭打ち固定可能
7	テント用ウェイト	1	式	テント数に応じた必要数を設置
8	テント用側幕	320.0	間	
9	長机(W1800×D450)	210	台	
10	折り畳みパイプ椅子	500	脚	
11	ベンチ	62	脚	3～5人掛け
12	カラーコーン(ウェイト付)	30	個	H700、4色程度の色分け
13	コーンバー	20	本	W2000
14	リアカー	1	台	
15	仮設トイレ 簡易水洗	4	基	洋式、運搬費含む(し尿汲み取りは別途依頼)
16	仮設トイレ 手洗い	4	台	運搬費含む(汲み取りは別途依頼)
17	仮設流し台	2	台	
18	毛布	2	枚	救護所用
19	消火器	5	本	
20	台車	2	台	
21	段差ブロック養生	1	式	搬入出時の展示用車両の公園進入対応
22	段差解消処置	1	式	車椅子通行時の会場内段差解消、常設4カ所程度
23	姿見	4	台	H1200
24	おむつ台	2	台	
25	目隠しパーテーション	6	台	W1200×H1500
26	ごみ箱45L蓋つき	1	台	

(設営・運搬・撤去・清掃)

番号	項 目	数量	単位	摘 要
27	設営・撤去・清掃費	1	式	
28	運搬費	1	式	

(電気関係)

番号	項 目	数量	単位	摘 要
29	発電機	2	台	設置場所別途指示

(音響・照明関係)

番号	項 目	数量	単位	摘 要
30	ステージ音響関係設備	1	式	ステージ周辺～公園内をカバーする程度。CD・MD再生、オペレーター等含む。 ※会場外への音漏れの影響に配慮してスピーカー等設置する。

手配備品等一覧内訳

別紙 3

番号	項 目	数量	単位
	■会場		
15	仮設トイレ(簡易水洗)	4	基
16	仮設トイレ(手洗い)	4	基
21	段差ブロック養生(公園内への車両入出場対応)	1	式
22	段差解消処置	1	式
7	テント用ウェイト	1	式
14	リアカー	1	台
	■手洗所		
17	仮設流し台	2	台
	■東側案内所テント		
6	テント(1.5K×2K)	1	張
8	側幕(後ろ1か所側幕)	2	間
9	机(W1800×D450)	2	本
10	折り畳みパイプ椅子	4	脚
	■ステージ・ステージ前広場		
1	ステージ(W9000×D5400×H900/ステップ2箇所、車イススロープ付)	1	式
2	ステージバックパネル(W9000×H2700)	1	式
3	ステージ下装飾幕(W9000×H900)	1	式
4	イントレ	2	基
	電源(発電機・線材)	1	式
29	発電機2.8KVA	2	台
19	消火器	4	台
10	折り畳みパイプ椅子(開会式・吹奏楽)	35	脚
9	予備机(W1800×D450)	4	本
10	予備折り畳みパイプ椅子	11	脚
30	マイク(有線)	4	本
30	マイク(無線)	4	本
30	マイクスタンド(ブーム型)	4	本
30	マイクスタンド(ストレート型)	4	本
12	カラーコーン(ウェイト付)	30	個
13	コーンバー	20	個
11	ベンチ(5台×4列)	20	脚
20	台車(水運搬用)	2	台

手配備品等一覧内訳

別紙 3

番号	項 目	数量	単位
	■ステージPAテント		
6	テント(PA用／1.5K×2K 三方側幕)	1	張
8	側幕(三方側幕)	5	間
30	音響設備(音響機器、オペレーター含む)	1	式
30	ミキシングコンソール 16ch ヤマハ	1	台
30	パワーアンプ 300W+300W	1	台
30	ミキサー⇄パワーアンプ用ケーブル	1	本
30	EV スピーカースタンド SX300用	4	台
30	エレクトロボイス スピーカー	4	台
30	スピーカーケーブル スピコンスピコン	4	本
30	CD/MDデッキ TASCAM	1	台
30	変換プラグ	1	式
30	ミキサー⇄CDデッキ用ケーブル	1	式
30	放送用アンプ 60W A-1706	1	台
30	スピーカースタンド トランペット用	4	台
30	トランペットスピーカー 15W	4	台
30	スピーカーコード 50M	4	本
9	机(W1800×D450)	4	本
10	折り畳みパイプ椅子	4	脚
	■出演者控室用テント(ステージ出演者、着ぐるみ着替え)		
5	テント(出演者着替え用／2K×3K 四方側幕)	4	張
8	側幕(四方側幕)、1か所中仕切り有	44	間
9	机(W1800×D450)	8	本
10	折り畳みパイプ椅子	24	脚
23	姿見H1200	4	台
	■警備・ボラ用テント		
5	テント(警備ボラ用／2K×3K 四方側幕・中仕切り)	1	張
8	側幕(四方側幕)	12	間
9	机(W1800×D450)	4	本
10	折り畳みパイプ椅子	8	脚
	■区民休憩テント		
5	テント(区民休憩用／2K×3K 側幕なし)	6	張
9	机(W1500×D450)	12	本
11	ベンチ(1テント6本設置)	36	本

手配備品等一覧内訳

別紙 3

番号	項 目	数量	単位
	■区民休憩所(テント外)		
11	ベンチ	6	本
	■授乳／おむつ交換用テント		
5	テント(2K×3K 四方側幕、中仕切り)	1	張
8	側幕(四方側幕)	12	間
	【授乳用】		
9	机(W1500×D450)	2	本
10	折り畳みパイプ椅子	4	脚
25	目隠しパーテーションW1200×H1500程度	6	枚
	【おむつ交換用】		
24	おむつ台	2	台
9	机(W1800×D450)	1	本
26	ゴミ箱45L	1	箱
10	折り畳みパイプ椅子	2	脚
	■スタッフ休憩・救護テント		
5	テント(休憩・救護用／2K×3K 三方側幕・中仕切り)	1	張
8	側幕(三方側幕)	9	間
	【スタッフ休憩】		
9	机(W1800×D450)	2	本
10	折り畳みパイプ椅子	4	脚
	【救護所】		
9	机(W1800×D450)	1	本
10	折り畳みパイプ椅子	3	脚
18	毛布	2	枚
	■本部(来賓含む)		
5	テント(本部・来賓用／2K×3K 一部側幕)	2	張
8	側幕(連結後三方側幕)	10	間
9	机(W1800×D450)	15	本
10	折り畳みパイプ椅子	30	脚
	■学区テント		
5	テント(2K×3K 背幕なし)	14	張
8	側幕(側幕のみ)	45	間
9	机(W1800×D450) ※2本×14ブース	28	本

手配備品等一覧内訳

別紙 3

番号	項 目	数量	単位
10	折り畳みパイプ椅子 ※8脚×14ブース	112	脚
	■車両展示用		
5	テント(2K×3K) 背幕のみ	6	張
8	側幕(側幕のみ)	18	間
9	机(W1800×D450)	12	本
10	折り畳みパイプ椅子	24	脚
	■ふわふわ遊具		
19	消火器	1	本
10	折り畳みパイプ椅子	4	脚
	■移動動物園→スポーツコーナー		
5	テント(2K×3K)	1	張
8	側幕(中幕のみ)	2	間
9	机(W1800×H450)	2	本
10	折り畳みパイプ椅子	4	脚
	■飲食テントコーナー		
5	テント(2K×3K)	16	張
8	側幕(三方側幕)	64	間
9	机(W1800×H450)	32	本
10	折り畳みパイプ椅子	64	脚
	■出展者テントコーナー		
5	テント(2K×3K)	29	張
8	側幕(三方側幕)	63	間
9	机(W1800×H450)	48	本
10	折り畳みパイプ椅子	116	脚
	■環境デーなごや		
5	テント(2K×3K)	2	張
8	側幕(背面側幕、連結部側幕)	8	間
9	机(W1800×H450)	4	本
10	折り畳みパイプ椅子	8	脚
	■リサイクルステーション、西案内所併用テント		
	【リサイクルステーション】		
5	テント(2K×3K)	1	張

手配備品等一覧内訳

別紙 3

番号	項 目	数量	単位
8	側幕(1か所側幕)	5	間
9	机(W1800×D450)	2	本
10	折り畳みパイプ椅子	6	脚
	【西側案内所】		
9	机(W1800×D450)	2	本
10	折り畳みパイプ椅子	4	脚
	■ 交通局着ぐるみ着替えテント・出展テント		
5	テント(2K×3K 四方側幕)	1	張
6	テント(1.5K×2K 四方側幕)	1	張
8	側幕(四方側幕)	14	間
9	机(W1800×D450)	2	本
10	折り畳みパイプ椅子	4	脚
	■ その他		
27	設営・撤去・清掃費	1	式
28	運搬費	1	式
5	臨時対応テント(2K×3K、予備)	3	張
8	臨時対応側幕(四方側幕)	7	間
9	臨時対応机(予備)	23	本
10	臨時対応折り畳みパイプ椅子	25	脚

雨天時等における開催中止の判断基準および対応について

1 区民まつり全体を中止する場合の判断基準

以下の状況等が発生した場合、または、千種区域に被害が発生するおそれがあるときなどは、実行委員会が区民まつりの中止を決定します。

<対象となる事象>

- (1) 「名古屋市」に大雨警報、洪水警報、暴風警報等（以下、「警報」という。）の気象警報のいずれかが発表されたとき。
- (2) 名古屋市域において、震度4（気象台発表）以上の地震が発生したとき。

<中止判断する時点>

当日午前6時の時点で、次のいずれかに該当する場合に中止を判断する。

- (1) 「警報」が発表されており、午前10時以降も継続が見込まれる場合。
- (2) 「警報」は発表されていないが、開催中に発表されることが予想される場合。

※ただし前日までに「警報」が発表されている場合や、前日および当日の準備・運営等に支障が出る状況が予想される場合には、前々日又は前日中に中止を判断することがあります。

2 プログラムの一部を中止または変更する場合の対応

中止には至らない雨天の場合、午前6時の時点でプログラム(ステージ内容、会場内イベントを含む)の一部の中止または変更を実行委員会が決定します。決定後、すみやかに連絡および対応を行います。

なお、開催中に雨天となった場合は適宜判断し、同様の対応とします。

【対応方法】

- ・実行委員会、出展者、出演者、委託業者等区民まつり関係者へ決定内容を連絡する。
- ・「名古屋おしえてダイヤル」、千種区公式Facebook、公式X（旧 Twitter）等にて周知する。

3 中止・変更等の問い合わせ先

「名古屋おしえてダイヤル」 TEL 052-953-7584

(年中無休・午前8時～午後9時まで) ※電話番号のかけ間違いにご注意ください。)

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等） 【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第 1 条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）（以下「契約規則」という。）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 2 条 受注者がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
- (2) 前条第 1 項第 2 号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する

行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

- 2 第 1 項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・L P ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) L P ガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NO_x・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。